

②広域景観マップの作成

筑波山ベストビューコンテストの応募結果を詳細分析し、広域的な観光振興や景観まちづくりにも活用できる主な眺望地点と筑波山の見え方や特徴等を紹介した筑波山景観マップの作成を提案します。

③風景写真家やライターを集めた景観モニターツアーの開催

風景写真家やライター等に呼びかけて、当該エリアの広域景観を広くPRしてもらうために、代表的な広域景観が眺望できる視点場や撮影スポット、周辺の景観資源等を巡るパブリシティ効果を狙った景観モニターツアーの開催を提案します。

④観光施策と連携した景観資源の活用方策

- 「茨城県観光振興基本計画」の戦略プロジェクトで示された「戦略2：歴史・文化を活かしたまちなか観光の推進」の「まちなか観光」の推進に寄与し、地域の景観資源の有効活用を推進するためには、観光施策との連携による筑波山の景観資源の活用方策や主な眺望地点である視点場の環境整備の充実が挙げられます。
- 筑波山の眺望景観だけでなく、その他の景観資源や観光資源等とのネットワークの形成を図り、地域の個性や特性を活かして「筑波山と季節の花巡り」、「筑波山と歴史的街並み巡り」、「筑波山の景観七変化巡り」などをテーマにした広域景観周遊ルートを検討する必要があります。そのためには、筑波山に関連する市町村が連携して、周辺の地域情報や観光情報等を盛り込んだ広域景観マップの作成が有効です。
- 地域共通の広域景観資源であることのアピールや筑波山の眺望景観の保全に関する啓発活動、景観まちづくりの一環として、当該地域の統一デザインによる主な眺望地点や周辺の景観資源、広域景観周遊ルート等を紹介した案内板やサイン等の設置を提案します。

第6章 広域景観形成推進協議会の設置・運営方針等の検討

6-1 広域景観形成推進協議会の必要性

「いばらき広域景観づくり事業」を円滑に推進し、魅力ある県土を形成していくためには、まず、いばらきらしい景観が形成された将来像を描く必要があります。

次に、それを実現させるために、広域景観資源の保全・活用に焦点を当てた戦略を練って、それに適合した戦術を考えて実際に遂行していく主体を出現させる必要があります。

そのため、庁内の関係各課や関係市町村で構成する広域景観形成推進協議会を設立し、横断的で開かれた体制の構築を提案します。

6-2 広域景観形成推進協議会の設置から広域景観形成プラン作成への展開

「いばらき広域景観づくり事業」を円滑に推進し、魅力ある県土を形成していくためには、「広域景観づくりのためのシナリオ」に沿って施策を実際に遂行していく主体を出現させる必要があります。そのため、図 6-2 に示す広域景観形成推進協議会の設立を提案します。

まずは、庁内の全関係各課と全市町村がメンバーとなり、地域の景観特性や地域特性を生かしたシナリオごとに分科会をつくるという方法もあれば、最初からシナリオごとの協議会を作るという方法も考えられます。構成メンバーについては、表 6-2 に示すメンバーを基本としますが、必要性や緊急性等を考慮して選定することも考えられます。

いずれにしても、図 6-1 で示すとおり、シナリオ案は都市計画課で作成し、各課、各市町村が関連分野で担当する事業に反映させるための方策を検討してシナリオを完成させていくことになると思います。

広域景観づくりのためのシナリオが完成する頃には、次の作業が自ずと開始されるようになると思いますが、それを「広域景観づくり実践方策集」の作成として提案します。

例えば、「人が行き交う賑やかな街並みを取り戻すため、歴史的街並みを生かしたひな祭りを中心として、隣接する他の景観資源との相乗効果を狙うなどさらに志向を凝らして県内外からの来客数を増やす」というシナリオを作成したとします。このシナリオに沿って景観まちづくりを行うため、近くの梅祭りや古刹や歴史的文化財等を巡るルート、良好な眺望景観が楽しめる視点場をつなぐスタンプラリーのルートなどを設定し、地域の飲食店にも協力を依頼したり、地域のバス会社にシャトルバスの運行を働きかけたりする案をメンバーが出し合えば、これが「広域景観づくり実践方策集」となります。もちろん、このような内容ばかりでなく、従来の都市計画法によるまちづくりにおける建築行為の規制等も検討対象になり、実践方策の一つとなります。

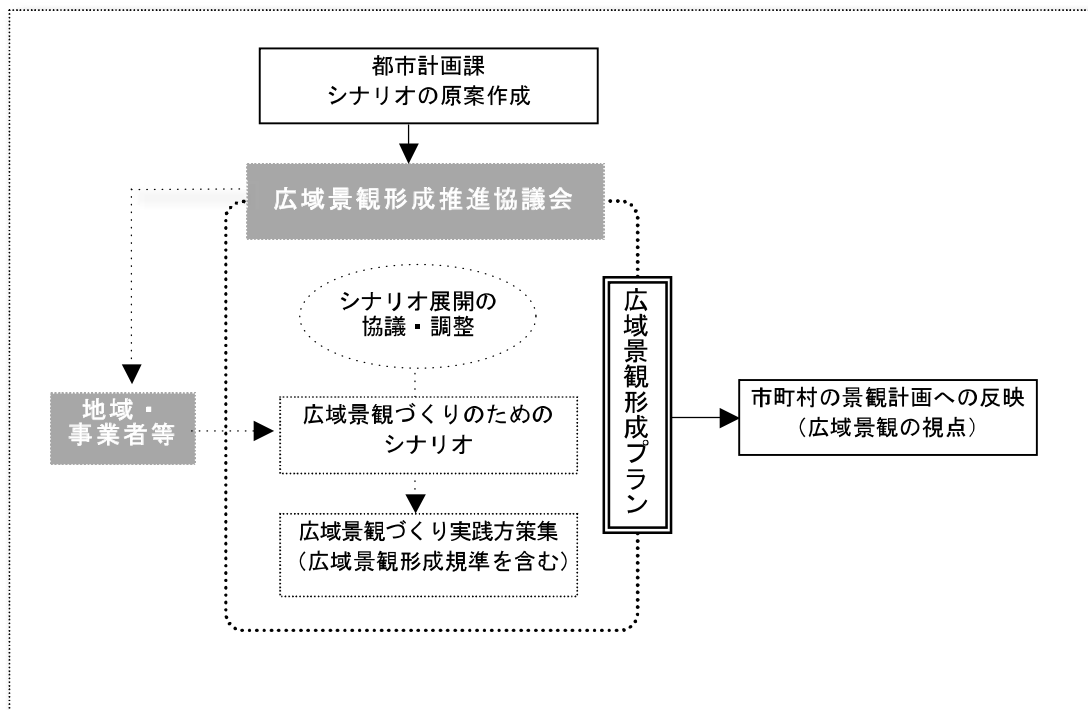


図 6-1 広域景観形成推進協議会における広域景観形成プラン作成の流れ

これらを、前章で設定した3つのエリアに展開するイメージは以下のようになります。

表 6-1 広域景観づくりのシナリオ例

		県北海岸・溪谷エリア	霞ヶ浦エリア	筑波山エリア
広域景観づくりのシナリオ例		<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域景観周遊ルートの設定（観光振興の観点からの景観まちづくり） ・ 県内有数の景勝地、歴史的文化的資源を生かした回遊性のある観光エリアの形成等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広大な眺望空間を生かした広域景観周遊ルートの設定（観光振興の観点からの景観まちづくり） ・ 地域の観光資源等とのネットワークの形成 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域景観形成プランについては、近景域、中景域、遠景域に区分し、届出対象と制限の内容、景域毎に景観誘導方策を検討 ・ 本県のシンボルである筑波山を生かした回遊観光の充実 等
シナリオ実現に必要な施策例 (広域景観づくり実践方策集)	景観法関連	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法の許可基準の設定 ・ 公共施設の占用基準の策定 ・ 自然景観に影響を及ぼす工作物等について環境行政との連携強化 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設景観ガイドラインの策定 ・ 屋外広告物の規制 ・ 自然景観に影響を及ぼす工作物等について環境行政との連携強化等 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設景観ガイドラインの策定 ・ 屋外広告物規制 ・ 自然景観に影響を及ぼす工作物等について環境行政との連携強化等 等
	地域活動等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 海岸エリアと山間エリアの連携 ・ 地域の海岸景観への関心と広域景観の保全に関する普及啓発等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 視点場の整備 ・ 湖岸部のサイクリングルートの整備 ・ 風景写真家やライターを集めた景観モニターツアーの開催 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光施策と連携した景観資源の活用方策として近傍の史跡等を巡る観光ルートの検討 ・ 広域景観マップの作成 ・ 風景写真家やライターを集めた景観モニターツアーの開催 等

6-3 広域景観形成推進協議会における協議・検討事項

広域景観形成推進協議会を効率良く運営し構成メンバーの積極的な参加を促すため、認識の共通化を図り、協議・検討が必要な基本的事項があります。以下にそれらを示します。

(1) 広域景観づくりの意義について認識の共通化を図る

円滑に広域景観づくり事業を推進していくために、良好な広域景観形成を推進する意義について共通認識を持つ必要があります。

(2) 広域景観資源設定の可否について検討する

都市計画課で設定した広域景観資源について、その設定の可否について再検討を行い追加・削除するとともに、それらの現状と課題を把握します。

(3) 県、市町村等の役割について認識の共通化を図る

景観行政は、主に市町村が主体的に取り組むべきものですが、道路や公園、河川、港湾などについては国や県との調整が必要となります。各管理者は、広域景観形成推進協議会に参加して協調しながらそれぞれの役割について明確にし、共通認識を持つ必要があります。

(4) 広域景観づくりの進行管理、景観評価の仕組みについて検討する

広域景観づくり実践方策がまとまったら、方策ごとのタイムスケジュールを明確にするるとともに、長期的視野に立った公共施設整備や維持管理のあり方・景観評価の仕組みづくりについて検討する必要があります。

景観評価の仕組みづくりにあたっては、現在、公共事業の事後評価システムがありますが、広域景観形成の目的に照らし合わせながら、ユニバーサルデザイン、環境問題、自然再生・都市再生、観光振興・地域活性化、歴史的建造物・郷土景観の保全など、新たなニーズへの対応にも配慮する必要があります。

その他、「広域景観づくりのためのシナリオ」について協議し、完成させていく過程では、

(5) 地域力の向上につながる広域景観づくりのためのシナリオを検討する

地域特性を生かして地域振興や観光振興、地域の活性化など地域力の向上につながる広域景観づくりのためのシナリオを検討する必要があります。地域との関係を考慮して「良好な景観づくりを行う上で何が問題か」、「問題解決のために何が必要か」、「その対応策は」、「新たに創出すべき・改善すべき事項」、「優先的・段階的に取り組む事項」等について、関連分野で担当する事業に反映させるために各々が持ち帰って検討する必要があります。

「広域景観づくり実践方策集」について検討し、完成させていく過程では、

(6) 積極的な規制・誘導手法や活用手法等について検討する

県の代表的な広域景観資源である筑波山や霞ヶ浦は水郷筑波国定公園に指定され、県北地域から県中部の山地や溪谷等は県立自然公園の指定がなされるなど、これらの地域においては自然公園法と地元市町村の取り組みによって一定の自然景観の保全がなされてきています。そうであっても、広域的な観点から必要に応じて視点場を設定したりして、より積極的な規制・誘導手法や活用手法等について検討する必要があります。

(7) 県民・民間事業者・市町村との連携・協力体制づくりについて検討する

都市計画課HPの景観に関するポータルサイト「景観いばらき」の充実を図り、景観形成データベースとして活用できる景観資源に関する情報や景観計画策定状況、景観整備の事業効果の事例、活動団体等のデータなど、一元化して景観情報を公表する必要があります。これらの景観情報の共有化により、県民・NPO・民間事業者・市町村等が景観まちづくりに対する意見交換や広域景観や景観まちづくりに関連する政策提案ができるような仕組みを検討する必要があります。

また、県民や市町村等の協力を得て、景観に関する訴訟問題、成功事例、失敗事例を収集し、関連分野の担当者を交えてナレッジマネジメントやPDCAサイクルに基づいた検証や分析を行い、検討結果を公表して広域景観づくりや地域主体の景観まちづくりに活用するのも一手法です。

6-4 広域景観形成推進協議会の設置要綱(案)の検討

県が主体となって検討する広域景観づくり事業推進協議会の設置要綱(案)を以下のよう
に検討しました。

《広域景観形成推進協議会の設置要綱(案)》

(名 称)

第1条 この協議会は、「いばらき広域景観づくり事業推進協議会」(以下「協議会」という。)と
称する。

(目 的)

第2条 協議会は、魅力ある県土づくりに向けた広域景観づくりを推進していくため、本県に
おける広域景観づくりの基本姿勢を明確にし、県としての役割と広域景観形成の推進方策を検
討するために、景観に関連する関係各課の事務事業を横断的かつ総合的に推進し、総合的な調整
機能を発揮することを目的とする。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は前条の目的を達成するため、次の調整協議を行う。

- ・広域景観行政推進のための基本姿勢の検討
- ・広域景観づくりの県の役割と推進方策

(組 織)

第4条 協議会は、県の景観形成に関わる関係各課担当者をもって組織する。

(運 営)

第5条 協議会の円滑な運営を図るため、会長を県都市計画課課長(または課長補佐)が行う。

(会 議)

第6条 協議会の会議は、広域景観の保全及び形成の推進に関する事項について、協議会の担任
する事務に係る基本的な事項を調整することとし、年4回程度開催する。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、県都市計画課都市行政グループに事務局を置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、会の運営について必要な事項は会長が別に定める。

6-5 広域景観形成推進協議メンバー(案)

広域景観形成推進協議会のメンバーについては、以下のようなメンバーが考えられます。

表 6-2 広域景観形成推進協議会のメンバー(案)

	関係部課	備考
1	都市計画課	事務局（景観担当課）
2	都市整備課	土地区画整理事業 市街地再開発事業 等
3	茨城県土木部 公園街路課	公園事業・都市緑化推進事業 街路事業 等
4	建築指導課	建築基準法に関する事項
5	道路建設課・道路維持課	道路建設、維持管理、道路景観等に関する事項
6	茨城県農林水産部 農村計画課・農村環境課	農村環境・農村景観等に関する事項
7	林政課・林業課	治山・森林整備等に関する事項
8	水産振興課	漁港整備・海岸保全に関する事項
9	茨城県生活環境部 環境政策課、生活文化課	自然公園、自然景観、県民運動等に関する事項
10	茨城県企画部 企画課・地域計画課	地域資源・活性化の活用等に関する事項
11	茨城県商工労働部 観光物産課	景観資源を活用した観光振興等に関する事項
12	茨城県教育庁 文化課	歴史的・文化的に価値の高いもの、文化財等の活用に関する事項
13	必要に応じて 市町村の参加	

6-6 広域景観形成推進協議会の構成(案)

広域景観形成協議会の構成メンバーは、景観づくりに関連する庁内の関係各課と関係市町村等で構成され、広域景観づくりのための基本的な考え方をまとめたり課題等を解決する横断的な組織です。

広域景観形成協議会の事務局は、都市計画課に設置し、広域景観づくりの基本姿勢や広域景観の保全・活用に関する推進方策、普及啓発活動等についての検討資料の作成、関係各課の意見・要望等の調整を図り、協議会全般の運営を行うことを提案します。

広域景観形成推進協議会におけるシナリオの検討は、あくまでも広域景観資源を有する一部の地域を対象にしますが、関係市町村が景観計画を策定する際には、これらの検討結果を活用できると考えています。

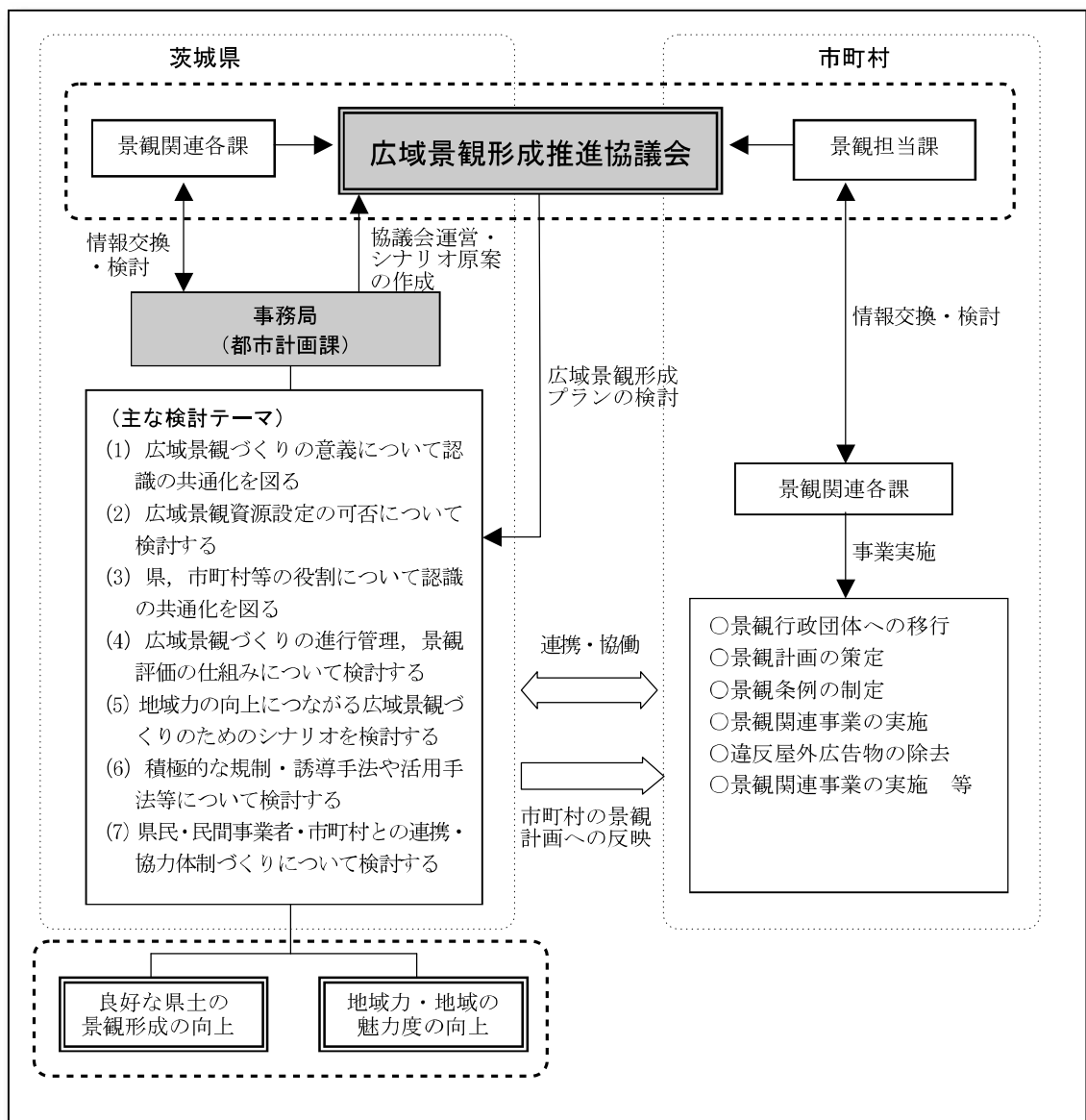


図 6-2 広域景観形成推進協議会の構成(案)

参考資料

「広域景観づくり実践方策集」を検討していく過程において、県の代表的な広域景観資源である筑波山を事例に筑波山ベストビューコンテストの応募資料を参考に景観工学的分析を行い、景観上重要な区域について検討しました。なお、筑波山については、視対象及び視点場として取り扱いました。(資料1)

景観まちづくりの具体的な実践方策例のイメージを明らかにするために、今後の検討すべき事業展開のアイデアについて整理しました。(資料2)

広域景観資源を選定するための基礎的データについて、「茨城県景観形成基本方針」で示された「代表的な景観資源」を基本に、当時、抽出されなかった広域景観資源を加え、基礎的データを整理しました。(資料3)

資料1:筑波山ベストビューコンテストにおける景観工学的分析について

(1) 眺望地点と眺望対象の仰瞰景（見上げ）の関係

視点と眺望対象の関係を示す指標に、眺望対象と視線の水平に対する見上げ角度（俯角）があり、日本で親しまれてきた代表する視点場と著名な山の関係は、次のように整理することができます。

表 参考-1 仰角の持つ意味

仰角	仰角の持つ意味
20° 以上	視覚的な興味の対象は山腹に移ってくる。 山腹あるいは山容が景として成り立つほどの魅力を備えていない限り、背景として認識するにとどまる。
9° 前後	スカイラインばかりでなく、山腹にも興味もたれる。 スカイラインと山腹を交互に見ることができる仰角であるため、山容を身上とする山にとって、最も好ましい眺望仰角であるといえる。 庭園からのぞまれる山および平地からのぞまれる日本の名山のほとんどは、この領域に含まれる。
5° 以下	スカイラインが視覚的に卓越した重要性をもつ。スカイラインの美しい山（たとえばコニーデ型の山）は、孤立した場合、ひきたった興味の対象となり、ランドマークとしての役割をはたす。 低仰角であるため、視野的には空と前景が大部分を占め、風景は散漫化するとともに、山は手前の障害物に隠れて容易に見えなくなる。このような低仰角の山を生かすためには、ひきたたせ、ひきよせるための手法が必要とされる。

対象の大きさは、一般にその長さ・高さ・幅・面積などの物理的な量で表されるが、その大きさは、視距離や周囲の物や空間との関係によって視覚的に異なって、このように視覚的に認識される対象の大きさを「見えの大きさ」といいます。